

Rule 71 EPC に規定の特許付与手続に係るルール改正が施行される

2012年02月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

Rule 71(3) EPCによれば、EPOは、特許付与する旨のCommunicationを発行し、特許付与するテキスト(発明の内容)に同意するか否かを出願人に問いあわせてきます。審査官の提示したテキストに対して出願人が同意できない場合、反論/補正の機会が出願人に付与されます。

出願人が、上記テキストに同意する場合、所要の手数料の所定期間内(Rule 71(3)のCommunicationの発行から4ヶ月以内で、期限延長不可。)の納付、手続言語以外の他の二つの公用言語に翻訳されたクレームの提出が必要となります。上記手数料の納付およびクレームの翻訳文が上記所定期間内に提出されなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

出願人は、上記テキストに同意しない場合、**全補正クレームの公用語への翻訳文を準備してEPOにファイルする**必要があります。ただし、EPOが補正クレームに**同意しない場合**もあり、この場合、ファイルした上記**補正クレームの翻訳は無駄**になります。

この点に関し、EPOのAdministrative Councilは、2010年10月26日に、Rule 71 EPCを一部改正(Rule 71(3)~(7) EPC)すると共にRule 71a EPCを新たに導入する旨の決定*1を行いました。このたび、2012年1月31日付のEPOのNotice("Notice from the European Patent Office dated 13 December 2011 concerning amended Rule 71 and new Rule 71a EPC" *2)により、上記改正は予定どおりに**2012年4月1日に施行されます。**です。また、改正ルールは、**2012年4月1日前に現行のRule 71(3) EPCに係るCommunicationが発行されていないEP特許出願に対して適用**されます。

【全4頁】

*1 LINK: <http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/decisions/archive/20101108a.html?update=law>

*2 LINK: <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20120131.html>

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.